

北広島町内での新型コロナウイルス感染症の患者の発生について(347 例目)

令和 4 年 2 月 22 日(火)、広島県から本町で 347 例目となる新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたとの発表がありました。

現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

①年代:10 歳未満 1 名

②居住地:北広島町

○広島県全域を対象とした、まん延防止等重点措置期間の再延長が決定されました。
(再延長期間:令和 4 年 2 月 21 日から 3 月 6 日まで)

○日常生活上必要な買い物も含めて、外出をできるだけ削減してください。(通院、通勤、通学を除きます。)

○「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスクの着用、手洗い・咳エチケット等を徹底し、十分な換気や適度な保湿を行ってください。

○発熱、咳等の症状が出た場合には外出を控え、かかりつけ医か「積極ガードダイヤル」(☎082-513-2567)にすぐに相談してください。

○医療機関を受診する際は、必ず電話で連絡後に受診してください。

○事実と異なる情報の拡散や、感染者やそのご家族、医療福祉関係者等を、誹謗・中傷・差別することは決して行わないでください。